

ふれあいサロン等送迎サービス補償助成事業実施要綱

（目的）

第1条 ふれあいサロン（以下、「サロン」という。）等地域の集いの場で実施される送迎サービスにおいて、利用者の送迎中の傷害事故に対する保険料を助成することで、住民同士の見守り・支え合い活動の拠点として定期的開催されるサロン等に誰もが安心して参加できることを目的とする。

（対象者及び要件）

第2条 本事業における対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）サロン等地域の集いの場を定期的開催している団体
- （2）サロン等の参加者に対し送迎を実施する団体及びボランティア

（保険内容）

第3条 本会が助成する保険金の種類は、全国社会福祉協議会が運営する送迎サービス補償のBプランとする。

なお、補償内容については、全国社会福祉協議会が定めるガイドラインに準じるものとする。

（交付基準）

第4条 本会はこの事業の運営費用として、次の基準により助成金の交付を決定する。

- （1）助成は申請団体1つに対して年1回までとし、助成金額は16,000円を上限とする。（法定乗車定員8名）
- （2）いなべ市内の範囲内で活動している団体に限り助成の対象とする。
- （3）特に必要があると認めた場合は、当該団体及びボランティア代表者と協議のうえ、いなべ市社会福祉協議会会長に於いて専決することができる。

（助成申請）

第5条 助成を受けようとする団体およびボランティア（以下、「申請者」という。）は、年度始めに、ふれあいサロン等送迎サービス補償助成申請書（様式1）を本会に提出するものとする。

（助成の可否決定）

第6条 前条の規定により申請書を受理したときは、申請内容を審査し、ふれあいサロン等送迎サービス補償助成決定（却下）通知書（様式2）により通知する。

（実施報告）

第7条 本事業による助成を受けてサロン等を実施した団体は、該当年度のサロン等終了後、ふれあいサロン等送迎サービス補償報告書（様式3）を提出し報告しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

本要綱は、平成25年 9月1日から施行する。

令和 2年10月1日一部修正する。

令和 4年 8月1日一部修正する。